

暮らしお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

税のお知らせ

公民館での「確定申告・住民税申告」延長

4月15日(木)正午まで

で簡易課税制度を選択されている人以外の人

○贈与税の申告対象の人

税のお知らせ

令和3年度町税等の納付
は、口座振替が便利です

■受付期間

4月15日(木)正午まで
(土曜・日曜・祝日除く。)

■受付時間

午前8時30分から午後5時まで
(正午から午後1時までを除く。)

※最終日4月15日(木)
の受付は、正午まで

■受付会場

公民館2階・視聴覚室

■お問い合わせ

税務・収納グループ

内線535・599
★4-2511031
☎4-2511031

■お問い合わせ

税務・収納グループ

内線535・599
★4-2511031
☎4-251115



後期高齢者医療からのお知らせ

令和3年度の保険料率

加入者（被保険者）の人に納付いただく保険料率は、均等割は、52,048円。所得割は、10・98%となります。

この保険料率に基づく令和3年度の保険料額は、「保険料額決定通知書」により、8月に個別に通知します。



なお、世帯主や加入者の所得に応じて、保険料の軽減があります。

詳しくはお問い合わせください。

令和3年度の保険料率に基づく保険料額

均等割

一人当たりの額

52,048円

所得割

本人の所得に応じた額

$$(\text{令和2年中の所得} - 43\text{万円}) \times 10.98\%$$

1年間の保険料

100円未満切捨て

限度額64万円

- 申告所得税
- 青色申告、分離譲渡所得（不動産、株式等）、FX取引、仮想通貨（暗号資産）等の申告
- 個人の農業所得者の人
- 消費税がある人

- 次のは、「名寄税務署」での確定申告（郵送又はe-Taxでも可）となります。

ご注意

町では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、国税庁（税務署）における確定申告の期限延長に合わせ、公民館での申告受付の期間を延長しています。

また、町への住民税申告の期限についても同様に延長していますので、期限までに申告が必要な人は、期限までに申告ください。